

児童の安全確保に対する緊急対応マニュアル

—火災発生時における対応—

吉川市立三輪野江小学校

1 地震発生時における行動マニュアル 授業中の場合

災害の経過	児 童 の 動 き	教 職 員 の 対 応
・火災発生 緊急放送。緊急放送。〇〇〇〇より火災が発生しました。先生の指示で、第〇コースで避難しなさい。	・緊急放送をよく聞く。	・火災が発生した場合は、教職員により初期消火を行う。 ・119番に火災発生の通報し、救急車の要請も行う。(教頭等) ・緊急放送により危険回避行動をとるよう指示する。 ・話をせず、緊急放送の内容を聞き取らせる。 ・煙の広がりや炎の勢いを抑えるため、窓を閉め、カーテンを開ける。 ・避難経路を確保するため、出入り口近くの児童に指示し、ドアを開けさせる。 ・電源を切り、コンセントをぬかせ、ガスの元栓を閉める。 ・アルコールランプなどの火を消させる。
・避難準備	・学習を中止し、防災頭巾をかぶり、避難の準備をする。 ・出入り口のドアを開け、避難経路を確保する。 ・窓を閉め、カーテンを開ける。 ・火気、電気の始末をする。 (火災の発生場所によっては児童にはさせない。)	
・避難開始	・防災頭巾をかぶり、口にハンカチをあてる。 ・教員の指示で避難を開始する。 ③さない ⑦けない ①しゃべらない ⑤どらない ②かよらない ・校舎内は歩いて、校庭では小走りする。 ・防火扉や防火シャッターが閉まっている場合は、横の扉から落ち着いて避難する。	・児童の動揺をおさえ、避難誘導をする。残留児童がいないかどうか確認する。 ・担任外が分担の特別教室等に残留児童がいないかどうか確認する。 ・頭部を保護させ、煙を吸い込まないように、ハンカチを口に当てさせる。 ・避難経路の状況を確認し、「おかしもち」の約束を守って避難するよう指示する。 ・避難経路は、火元から遠いところをとる経路とする。 ・階段は、3階にいる児童は内側を通り、2階の児童は外側を通るようにする。 ・防火扉や防火シャッターが閉まってきた場合、閉まっている場合は、足下に気をつけて、横の扉から避難する。
・避難場所に集合	・避難場所に整列し、点呼を受ける。	・校長は、教頭、教務主任等をメンバーに緊急時対応本部を設置する。 ・非常持ち出し書類等を持ち出す。(教頭、教務、事務主任) ・人員点呼を行い、児童の安全を確認する。学年主任は人員を校長に報告する。 ・行方不明の児童がいた場合は、校長の指示により、捜索をする。 ・けが人がいた場合は、応急手当を行う。 ・校舎等施設の被害状況を確認する。 ・教育委員会に連絡し、被害の状況を報告する。被害状況により、臨時休業等必要な措置をとる。

2 休み時間の場合

- (1) 児童に、その場で、緊急通報をよく聞かせ、落ち着いて行動するように指示する。
- (2) 児童には、火元に近づかないことを指導しておく。
- (3) 教職員は、すぐに、教室に向かい、児童の誘導を行い、避難場所に避難させる。
- (4) 児童は、教職員が来るまで、静かに防災頭巾をかぶり、避難隊形に並んで待つことを指導しておく。
- (5) 避難後、教職員は、児童の人員確認及び健康状態把握、行方不明者の捜索、関係機関への連絡にあたる。
- (6) その他、授業中の場合の行動マニュアルに従う。

3 近隣での大火災発生の場合

- (1) 校長、教頭、教務主任をメンバーに緊急時対応本部を設置し、情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (2) 状況判断と、情報収集を行う。
 - ・出火場所、通行止めや交通の状況、通学路の安全等の情報を収集する。
 - ・通学路が通行止めや火元の近くの場合の迂回路を検討する。
- (3) 児童の登下校の誘導を行い、登下校の安全を確保する。
- (4) 関係諸機関や周辺の学校との連絡を取り合う。
- (5) 教育委員会に被害の状況と児童の状況報告を行う。
- (6) 保護者と連絡を行う。
- (7) 被災した家庭がある場合、被災家庭の児童を学校に保護し、保護者が引き取りに来た時に引き渡す。
- (8) 被災住民、火元の近くの住民など地域住民の受け入れ体制の整備をする。
 - ・危険箇所への立入禁止措置 ・避難場所への誘導 ・飲料水、食料、寝具等の手配について市の担当者に確認
- (9) その他、本部で協議し必要な措置を講じる。